

沿岸広域振興局長告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年8月23日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久慈岩泉線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町岩泉字沢廻51番1地先から15番1地先まで	新	B 28.6～13.6 m	m 526.0
	旧	A 55.1～8.9	549.7
		B 55.1～13.6	526.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成23年8月23日から同年9月23日まで